

この通信により、会員の皆さまに役立つ情報をスピーディーにお届けしてまいります。
また皆さまからの情報提供もお待ちしています。

「下請け法」が変わりました

令和8年1月1日から「下請法」が「中小受託取引適正化法」に変わりました。

委託事業者による協議に応じない一方的な価格決定の禁止や手形払いの禁止等、中小受託事業者に対する取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護が図られます。

【変更点一部抜粋】

- ・「下請」という用語がなくなりました
「親事業者」 → 「委託事業者」
「下請事業者」 → 「中小受託事業者」
- ・手形払い禁止、振込手数料の受注者負担禁止、協議に応じない一方的な価格決定禁止
- ・電子記録債権（でんさい）等による支払も、納品日から60日以内に代金満額を受け取れない場合は違反
- ・運送事業者の方は荷主と運送事業者の取引も保護対象
- ・従業員数が一定数を超える発注者との取引も保護対象
(例：発注者が300人超、受注者が300人以下)
- ・公正取引委員会・中小企業庁だけでなく他の省庁も発注者に対し指導・助言ができるように変更

詳細については下記HPをご覧ください

公正取引委員会 中小受託取引適正化法（取適法）関係

URL: <https://www.jftc.go.jp/>

partnership_package/toritekijou.html



職員のひとりごと

中一の孫が今年スノーボードデビューしました。友達から誘われて初回から滑れるようになったと喜んで帰って来ました。年少の孫も子供用パングスノーボードを買ってもらいスキー場デビューしました。2026冬季オリンピックスノーボードハーフパイプ金メダル戸塚優斗さんは2歳から、銅メダル山田琉聖さんは5歳から共に親の影響で始めたとか・・・下の孫は4歳から始めたけれど素質がないから夢は見れないね。(M・S)

-古川町商工会-

〒509-4221 飛騨市古川町若宮 2-1-66

TEL (0577) 73-2624/FAX (0577) 73-6123

技能実習生と共に働くための 「やさしい日本語」講座

技能実習生と日本人従業員が、お互いに安心して効率よく働ける職場をつくるためには技能実習生の日本語能力の向上が重要です。

しかし、それだけではなく日本人側も日々のコミュニケーションに小さな工夫「やさしい日本語」を加えてみることで円滑な意思疎通が可能になります。

日時：3月18日(水) 19:00~21:00

場所：古川町商工会研修室 ※受講料無料

【概要】

- ①技能実習生の日本語能力の現状
- ②「やさしい日本語」の概要と実践

【対象】

技能実習生とのコミュニケーションにお悩みの方

【講師】高知尾 瞳

登録日本語教員、TOEIC(R) 890点

【申込先】

古川町商工会 0577-73-2624

担当 山下



無料税務相談会 開催のお知らせ

税理士による税務相談会を下記の日程で開催します。ぜひこの機会にインボイスや確定申告等について、お気軽にご相談ください。

日時：3月12日(木)

13時~14時、14時~15時、15時~16時

※各1時間の枠です

場所：古川町商工会 研修室

持ち物：決算や確定申告に必要な書類や筆記用具

申込は、古川町商工会 TEL: 73-2624

Webセミナー 事業終了のお知らせ

平成26年度に導入して以来、12年間にわたり事業者様の抱える経営課題解消の一助となるべく提供を続けてまいりましたが、令和8年3月31日(火)17時をもちまして本事業を終了することとなりましたのでご案内いたします。